第二十五条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に、「従って事業革新設備」を「従って事業革新新商品生産設備」に改める。

第三十条の二十三第一項第一号中「有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する」を削り、同項第四号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同項第十号中「知的財産基本法」の下に「（平成十四年法律第百二十二号）」を加える。

第三十条の二十四第一項中「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第九号」に改める。

「第一節　創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化」を「第一節　創業及び中小企業経営資源活用の円滑化」に改める。

第三十一条の見出しを「（中小企業経営資源活用計画の認定）」に改め、同条第一項中「経営資源活用新事業に」を「中小企業経営資源活用に」に、「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に改め、同条第二項中「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に改め、同項各号中「経営資源活用新事業」を「中小企業経営資源活用」に改め、同条第三項中「、その経営資源活用新事業計画」を「、その中小企業経営資源活用計画」に改め、同項第一号中「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業が」を「中小企業経営資源活用が」に改め、同項第二号中「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　中小企業経営資源活用計画には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であって、それに基づく地位を被承継中小企業者が有する場合において当該地位が当該中小企業者に承継されることが中小企業経営資源活用の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十二条の二までにおいて同じ。）に基づく被承継中小企業者の地位であって、当該中小企業経営資源活用のために当該中小企業者が承継しようとするものを記載することができる。

4　前項の規定により記載をした中小企業者が、第一項の認定を受けようとするときは、当該被承継中小企業者と共同して、その中小企業経営資源活用計画を都道府県知事に提出しなければならない。

第三十一条に次の四項を加える。

6　都道府県知事は、中小企業経営資源活用計画に第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

7　行政庁は、都道府県知事及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8　行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

9　前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条の見出しを「（中小企業経営資源活用計画の変更等）」に改め、同条第一項中「受けた者」の下に「（次項及び次条第二項において「認定中小企業経営資源活用事業者」という。）」を加え、「経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用計画」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「の認定について」を「の認定に準用し、同条第七項から第九項までの規定は、第三項の同意に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用新事業計画」という。）」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業が」を「中小企業経営資源活用が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による変更の認定の申請は、前条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合又は新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記載しようとする場合にあっては、当該認定中小企業経営資源活用事業者が、被承継中小企業者と共同で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業経営資源活用計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業経営資源活用計画」という。）に従って中小企業者が事業を承継した後においては、当該中小企業者が、単独で行うことができる。

3　都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

一　都道府県知事が前条第六項の規定により行政庁の同意を得てした同条第五項の認定に係る中小企業経営資源活用計画の変更　当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二　新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記載しようとする変更　当該特定許認可等をした行政庁

第三十二条の次に次の一条を加える。

（特定許認可等に基づく地位の承継等）

第三十二条の二　認定中小企業経営資源活用計画に第三十一条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、当該中小企業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継する。

2　認定中小企業経営資源活用事業者は、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により中小企業者が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。

4　この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第十八項第一号」を「第二条第十六項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第十八項第四号」を「第二条第十六項第四号」に改める。

第三十四条第一項及び同条第二項の表中「第二条第十六項」を「第二条第十四項」に改める。

第三十五条第一項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業に」を「中小企業経営資源活用に」に改め、同条第二項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業資金」を「中小企業経営資源活用資金」に改め、同条第三項及び第四項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改める。

第三十六条中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二条第十八項第二号」を「第二条第十六項第二号」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改め、同項第二号中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による変更の認定の申請は、前条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合又は新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記載しようとする場合にあっては、当該認定中小企業経営資源活用事業者が、被承継中小企業者と共同で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業経営資源活用計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業経営資源活用計画」という。）に従って中小企業者が事業を承継した後においては、当該中小企業者が、単独で行うことができる。

3　都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

一　都道府県知事が前条第六項の規定により行政庁の同意を得てした同条第五項の認定に係る中小企業経営資源活用計画の変更　当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）

二　新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記載しようとする変更　当該特定許認可等をした行政庁

第三十二条の次に次の一条を加える。

（特定許認可等に基づく地位の承継等）

第三十二条の二　認定中小企業経営資源活用計画に第三十一条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、当該中小企業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継する。

2　認定中小企業経営資源活用事業者は、当該認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により中小企業者が特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。

4　この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第十八項第一号」を「第二条第十六項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第十八項第四号」を「第二条第十六項第四号」に改める。

第三十四条第一項及び同条第二項の表中「第二条第十六項」を「第二条第十四項」に改める。

第三十五条第一項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業に」を「中小企業経営資源活用に」に改め、同条第二項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業資金」を「中小企業経営資源活用資金」に改め、同条第三項及び第四項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改める。

第三十六条中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二条第十八項第二号」を「第二条第十六項第二号」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改め、同項第二号中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改める。

第三十九条の二第三項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。